

## 第6回公益法人の会計に関する研究会

### —議事メモ—

1. 日 時：平成26年1月27日（月）16：00～18：00

2. 場 所：虎ノ門37森ビル12階 公益認定等委員会事務局 第1会議室

3. 出席者：

（参与）高山座長、梶川座長代理、金子主査、長参与、中田参与、上倉参与、

（オブザーバー）小森委員

（事務局）高野局長、水上次長、松前補佐

4. 議 事：

（1）小規模法人の負担軽減策について

5. 議事概要：

（1）小規模法人の負担軽減策について

（i）参与提出資料の説明

各参与から小規模法人の負担軽減策について、各提出資料に基づき、以下の通り提案があった。

○長参与

長参与から〈資料1-（1）〉に基づいて、小規模法人の負担軽減策について以下の説明があった。

- ・ 基本的な考え方として、現行の公益法人会計基準の枠外、例外として位置づけて対応する。
- ・ 会計上の重要性の概念では、小規模法人の場合には対応が難しいので、中小企業の会計要領を参考に、公益法人会計基準とは別に〈資料1-（1）〉に記載の3つの内容についての適用を認める。
- ・ 貸借対照表内訳表については、財産目録で対応が可能なのであれば、検討すべきである。

## ○中田参与

中田参与から〈資料 1－(2)〉に基づいて、小規模法人の負担軽減策について以下の説明があった。

### ① 会計処理の緩和

- ・ 重要性の原則によって解決すべきで、会計基準を緩和することは基本的には反対。
- ・ ただし、重要性の判断が難しい面もあるので、運用指針等で重要性の数値基準や判断指針を示すべき。
- ・ 仮に、会計処理の緩和措置を認めるということであれば、上記のような対応をしても、なお重要性の判断ができない法人に限定して緩和措置を認める。そのような法人は極めて零細な法人になると考えられるので、そのような状況の法人に対しては、中小企業会計指針で認められているような内容のものについては、認めてもよいのではないか。
- ・ 管理費の配賦については、明確な基準をFAQ等で示せばよいのではないか。

### ② 財務3基準の適用の緩和

- ・ 収支相償の剰余金を2年間で解消するというのは、実務的には難しいのではないか。もう少し柔軟に考えてもよいのではないか。税法の繰越欠損金の考え方から5年～7年ということもあろうかと思う。
- ・ 収支相償で、過去のマイナスを考慮するという考え方もあってもよいのではないか。数期間の収支を均すという意味で。
- ・ 混乱をきたすので、積立金の種類を増やして、資産側で対応するのは反対。

### ③ 財務諸表の様式の緩和

- ・ 小規模法人だけの問題ではない。特に貸借対照表内訳表については廃止ということで検討すべき。
- ・ 法人会計の区分については、会計理論的に説明できないので、廃止すべきと考える。

## ○上倉参与

上倉参与から〈資料 1－(3)〉に基づいて、小規模法人の負担軽減策について以下の説明があった。

### ① 小規模法人の負担軽減を不要とする立場

- ・ 日本公認会計士協会の専門部会において意見を聞いたが、小規模法人の負担軽減策を不要とする立場の専門委員が多かった。そもそも会計処理の簡便化が、小規模法人の負担軽減につながるのか。以前、2つの小規模法人に対してヒアリングを実施したが、純粋に会計上の論点は出てこなかったと認識している。

### ② 小規模法人に政策的に負担軽減策を織り込む場合

- ・ 小規模法人に政策的に負担軽減策を織り込む場合の考え方については、日本公認会計士協会の会員の意見を集約したもの。以前の議論でダブルスタンダードは好ましくないとなったが、会計基準とは異なる認識・測定をすることを認めるのであるから、その部分については中小企業指針のように基準化しなければダメなのではないか。
- ・ 監査可能性に関しては、中小企業指針のようなものであっても、監査基準の改正による特別目的の監査ということで対応できるのではないか。ただし、法定監査の場合には問題が残る。

### ③ 小規模法人の定義

- ・ 事業費と管理費を合わせた経常費用で見るのが適当と考える。
- ・ 以前のデータで事業費と管理費の合計が1億円ぐらいで線を引くと、全体の6～7割ぐらいとなるとなっていたが、会計士協会の専門委員の印象だと地方の状況を考えると9割ぐらいになるのではという意見もあった。
- ・ 会計監査人を設置しているか否かという点も視点としてはあるのではないか。

高山座長から小規模法人の定義に関連し、〈参考資料1〉9ページについて以下の紹介があった。

- ・ 経常収益1000万円（月平均約80万円）の法人が法人全体の約40%を占めている実態から、この観点から小規模法人を区切っても約40%がカバーされる。
- ・ もちろん、経常収益だけで定義づけられるものでもないであろうから、資産規模や寄付金などの視点も加えていってはどうか。

## (ii) 法人会計区分の作成を義務付けない法人の検討

説明に先立って、事務局次長から、これまでに議論となっている貸借対照表内訳表や収支相償等についての論点について、財務省との検討状況を以下の通り説明した。

- ・ 税制は現在の認定法令、運用に基づいて制度化されている。そのため、認定法令の運用を変えるとということになると税制への影響を検討せざるを得ない。
- ・ その意味で、これらの論点についてすぐに結論を出せるものではない。3月時点で中間とりまとめを出したいと考えているところであるが、この論点については間に合わないということをご理解いただきたい。
- ・ 財務省からは、認定要件の確認を定期提出書類だけでやればよいのではない。税務当局としては定期提出書類が提出されるわけではなく、財務諸表が提出される。税務当局として、財務諸表から認定要件を満たしていることを確認する必要があるといった意見があった。
- ・ 今後も検討を進めていく。

次に先ほどの中田参与の説明に関連して、事務局次長から〈資料 3〉に基づいて説明をおこなった。

## (iii) 収支相償における剰余金の扱いに関する検討

続いて中田参与の説明に関連して、事務局次長から〈資料 4〉に基づいて説明をおこなった。

## (iv) 議論

- ・ 現実に公益法人の中にある問題意識でもあるので、当初の予定通り検討していくべき。(小森オブザーバー)
- ・ 社会福祉法人や学校法人は、ほぼ業務内容が一致しており、保有資産や収益の内容も類似している。公益法人の場合には、事業内容、保有資産、資金調達、規模等様々。仮に、小規模法人と定義されている奨学財団みたいなところに、満期保有目的の債券について償却原価法を適用しないとしてしまうことが本当に良いのか。法人の規模だけでくくってしまってもよいのか。(金子主査)
- ・ 社会的に弊害がない限り、また原則的な取扱いの法人を活かしていくという方向で、

小規模法人の負担軽減策は実施していくべき。会計の考え方として、期間帰属の問題がある。小規模な法人にとって、期間帰属をとらえることにどれだけの意義があるのかということを考えていきたい。企業会計は、株主等の判断のために厳格に期間帰属を求めているのだけれど、収支相償のように数期間にわたって損益を見ることが許容されるような組織体について、厳密に期間帰属をとらえることに大きな弊害があるのか。例外的に何らかの簡便な方法を認めてもよいのではないか。(梶川座長代理)

- ・ 小規模法人の負担が大きいためから会計を見直そうという法人の視点に立てば、償却原価法を適用しなくてよいとかという話ではない。本質的には会計基準の改訂といった問題ではない。事業ごとの会計区分の問題であるとか、管理費をどのように配賦するのかといったことが、法人にとっては負担になっているのだと思う。(中田参与)
- ・ リース取引については、賃貸借取引に準じた方法で会計処理している法人も多いと思うが、本当は売買処理取引として処理しなければならないものもある。そこに簡便的な方法を追認してあげれば、結果としては負担軽減になるといえると思う。棚卸資産に最終仕入原価法を追認してあげる場合も同じ。(高山座長)
- ・ 管理費の配賦は、法人が困っているのは認識している。そこは小規模法人だけの問題ではないかもしれない。立入検査時に法人側が証明しやすくするという意味もある。(高山座長)
- ・ 経常収益 1,000 万円で区切れば、4 割の法人が対象になるし、資産規模で見れば 1 億円でも 12%の法人が対象になる(〈参考資料 1〉 7 ページ参照)。例えば、資産規模 1 億円、かつ、経常収益 1,000 万円、かつ、寄付金収入 100 万円といった場合に、どのくらいの法人数になるのか。そのような小規模の法人の負担軽減をどのようにはかっていくかということで議論していったらどうか。そのような法人が 1 割ぐらいの数になるということであれば、そのような法人に対しては償却原価法を適用しない、最終仕入原価法を認める、リース取引に賃貸借処理を認める、管理費の配賦を求めないといったような対応を認めるといった負担軽減もあって良いのではと思う。(高山座長)
- ・ 収支相償(〈資料 4〉 参照)については、決算段階で黒字を認識した場合、補正予算を機関決定して提出しなければならないため、スケジュールが非常にタイトだし、

十分な検討ができていない部分もある。事業報告の提出段階で、検討のスケジュールを提出すればよいという扱いにすれば、負担軽減になると考えられる。(高山座長)

- ・ 法人会計の廃止に関しては、税制との関係があるので財務省と調整しながら議論していく必要がある。(高山座長)
- ・ 法人の規模という観点から補足であるが、1月時点での内閣府で把握している事業報告のデータから公益法人数は 5,550 法人、そのうち公益目的事業の経常収益 1,000 万円以下の法人数は、2,730 法人で全体の 49.1%。そのうち資産総額が 1 億円以下の法人数が 1,154 法人で 20.8%。寄付金収入が 100 万円以下の法人数については調査中。(松前補佐)
- ・ 資産規模では、該当するものはほとんど社団になるのではないか。(事務局長)
- ・ この考え方によると、該当するのはほとんどが社団法人となる。財団と社団で不公平感があるのではないか。(上倉参与)
- ・ 寄付を促進していくという観点からすれば、寄付金収入 100 万円というところで区切ってしまうのは少し厳しいのではないかと思う。また、補助金は対象外とすると寄付金との関係で不公平感があるのではないか。(金子主査)
- ・ 補助金については、第三者交付型の補助金の場合には、預り補助金として正味財産増減計算書に出てこない。一方、自分で使う場合には、補助金収入として正味財産増減計算書に出てくる。負債として処理される部分をどうするのかということで、難しい部分がある。(高山座長)
- ・ 寄付金に限定せず、単純に経常収益と総資産という概念ではいかがか。(長参与)
- ・ 法人会計区分や貸借対照表内訳表については、一旦保留し、個々の会計処理についての話に限定してということか。(中田参与)
- ・ 法人会計区分、貸借対照表内訳表については、規模に限定せずに議論していく。(事務局次長)
- ・ 法人の規模を表すのは、経常費用と従業員数だと考えている。総資産 1 億円という少し小さいという印象がある。「かつ」にするのか「または」にするのかというのは、対象となる法人数によるのだろうと思う。(中田参与)
- ・ みなさんと同意見。ただ、財団については少し金額をあげてもよいのではないか。寄付金を要件とすることにどれほどの意味があるのだろう。補助金といった公費が

入ってるものについては、気を付けたほうがよろしいのではないかと。税制優遇されており、かつ、公費も入っているということなので留意すべきであろう。（梶川座長代理）

- ・ 負担軽減の必要性を考えると、もともとは事務処理能力がないことが発端となっている。小規模の基準を決めた後に、例えば管理部門が2人以下といった法人が小規模法人の範囲にはいつているかといった点をフォローすべき。（小森オブザーバー）
- ・ 経常収益が決まってくれば、事務部門が2ぐらいの法人はカバーされてくるのだろう。（梶川座長代理）
- ・ 寄附金収入よりも補助金収入を見ていくべきではという意見があった。（高山座長代理）
- ・ 損益という方法だけでなく、収支でという方法もある。（金子主査）
- ・ 4つのファクター、つまり、経常収益、資産規模、寄付金、補助金で法人数を示してもらい、それらを「かつ」として扱うか「または」として扱うかは、法人数との関係で検討していきたい。そして、その結果が、概ね職員が2名といったところに落ち着けばよいのではないかと。事務局は次回研究会までに、これらのデータの集計をお願いしたい。（高山座長）
- ・ そのうえで、どのような簡便的な方法を認めるかということであるが、〈資料1-（1）〉の3つは同意見。〈資料1-（2）〉2ページ、重要性の判断に加えて、管理費の配賦についても入れ込めればと思う。〈資料1-（3）〉の2についても同意見。そこで、管理費の配賦について検討したい。管理費の配賦については、法人によって取組方がまちまち。厳格にやっていることと、そうでないところがある。そうでないところは、配賦の根拠を明確にできずにいるのが実態。何らかの見直し配賦というものもあるのではないかと。（高山座長）
- ・ 小規模法人の負担軽減策として、管理費の見直し配賦を採用するというのは賛成。経常収益1,000万円の法人で、500万円も管理費に欠けるということは常識的にはないだろうから、その常識的なところでガイドラインのようなものを提示し、そうではないといった法人については原則的な扱いとすればよいのではないかと。（梶川座長代理）
- ・ 例えば、認定申請時に提出した配賦率を永続的に使用してよいということになれば法人の負担はかなり軽減されるのではないかと。（中田参与）

- ・ 中間支援団体である公益法人協会に、管理費の配賦について法人から具体的にどのような質問があつて、どのような助言をしているのかを問い合わせしてみればよいのではないか。それによって、行政側から基準を示すべきとするのか、便宜的にこんなパターンがあるといったものを示して、法人がどれに当てはまるかを自分で考えてもらうといったこととするのか。考えてみればよいのではないか。（事務局長）
- ・ 管理費の配賦根拠として、見做し配賦率と記載できればよい。（高山座長）
- ・ 行政のコントロールとして支障がないのであれば、この線で進めてよいのでは。（小森オブザーバー）
- ・ ある一定のラインを決めて、そのライン以上に事業費に配賦しているといったような場合には、別途説明責任を課すといった方法は考えられるのではないか。過度に事業費に配賦することで、財務要件をクリアにするようなことも考えられるから。（事務局次長）
- ・ 法人によって配賦はまちまちであるから難しいのではないかと。申請時の配賦率を継続採用するとし、申請時の状況と大きな変化がないことについて法人代表者等に宣誓してもらうという方法もあるのではないかと。（長参与）
- ・ しかし、配賦率を自分で考えるのが面倒ではないかと。そして宣誓には消極的なのではないかと。（梶川座長代理）
- ・ サンプルングしたり、公益法人協会へ問い合わせてみたりして、申請内容を把握し、それに即して議論してみてもどうか。（事務局長）
- ・ 〈資料1ー(3)〉の2の軽減項目の①、⑤、⑥、⑧については、中小企業会計指針とは違う取扱いを提案している。それ以外は同様の取扱いを提案している。
- ・ できる規定としておけばよいのではないかと。（高山座長）
- ・ 重要な後発事象は、定性的情報として、非営利であっても重要。（金子主査）
- ・ 注記事項については、上倉参与において、中小企業会計指針、要領のそれぞれの取扱いについて調べていただき、次回に説明をお願いします。（高山座長）

## ○次回日程等

事務局次長より、2月28日（金曜日）の10:00～12:00に第7回の研究会を開催予定である旨の説明がなされた。

高山座長より、財務省との調整については、事務局で進め、適宜研究会に報告する



ように指示があった。

以上